

長崎県障害児教育史研究(第Ⅱ報)

— 明治30～40年代の長崎県盲・聾教育を中心に —

平田 勝政*

菅 達也**

A Study on History of Education for Children
with Disabilities in Nagasaki Prefecture(2)

Katsumasa HIRATA*

Tatsuya SUGA**

< 目 次 >

- 第1章 長崎県における盲・聾教育の成立過程
— 私立長崎盲聾院の開設を中心に — 以上, 第Ⅰ報(本誌第55号)
- 第2章 明治30～40年代の長崎県における盲・聾教育の展開と特質
— 私立長崎盲聾院・長崎盲聾学校の整備拡充過程 — 以上, 第Ⅱ報(本号)
- 第3章 大正期の長崎県における盲・聾教育の展開と特質 以下, 次号
— 私立長崎盲聾学校の公立化(県立移管)過程

はじめに

本研究は、これまでの一連の研究作業の成果¹⁾をふまえながら、第Ⅰ報で提示した時期区分に基づいて、続報として長崎県障害児教育史(戦前・盲聾教育編)の第2期(1898～1912)を解明しようとするものである。より具体的に言えば、第Ⅰ報で解明した私立長崎盲聾院の設立過程(=第1期)に続いて、私立長崎盲聾院(1900年に私立長崎盲聾学校と改称)の整備拡充過程を実証的に跡づけ、その上で当時支配的であった慈善主義に注目して、当時の日本の盲・聾教育の特質を長崎という“地域”において解明しようとするものである。

第2章 明治30～40年代の長崎県における盲・聾教育の展開と特質

— 私立長崎盲聾院・長崎盲聾学校の整備拡充過程 —

第1節 私立長崎盲聾院・長崎盲聾学校の移転・拡張

第2期は、私立長崎盲聾院の創設に始まり、その後、私立長崎盲聾学校と改称(1900年)して、移転・拡張を繰り返しながら所期の「独立自活」という目的を達成するために必要な教育諸条件の整備をほぼ完了していった時期である。以下、第2期を学校の所在地に注目しながら4つの段階に区分して概括していく。所在地の変化(移転)は、長崎校における教育の質的転換・拡充の節目を形成しているからである。(なお以下の本文中、私立長崎盲聾院・私立長崎盲聾学校を「長崎校」と略記する場合がある。)

*長崎大学教育学部学校教育講座

**長崎大学大学院/長崎県立島原養護学校

(1) 第1段階：長崎市興善町36番地時代（1898年9月開校～1900年12月）

1898（明治31）年9月12日、長崎市興善町36番地の野村惣四郎宅（野村按鍼術講習所）を仮校舎として授業を開始し、ここに私立長崎盲啞院が開院した。募集定員は20名であったが、開院時は「在學生徒盲生八名啞生四名合計十二名」²⁾であった。開院時の仮校舎の実態は、仮教室の坪数が16坪、仮寄宿舎の坪数が12坪であった。³⁾

開院当初の特徴は、「長崎盲啞院規則」（表1・左を参照）に示されている。まず第1条には「盲啞子弟の独立自活に必須なる教育を施す」という教育目的が記されている。この段階では未だ「教育ニ関スル勅語」が下付（明治32年10月30日に下付）されておらず、教育勅語の理念・目的は明確には表れていない規定になっている。また学科課程を見ても「修身」は、「講談」や「筆談」に含まれ、独立の教科目としては位置づけられていない。⁴⁾

教科（学科）名と修業年限では、盲生教育と啞生教育のそれぞれに「普通科」（＝修業年限3年，入学は満9歳以上）と「技芸科」（＝修業年限3年，入学は普通科第2学年修業以上の者等）を設けている。そのうち、「普通科」は、当時の東京盲啞学校（＝東京校）や京都市立盲啞院（＝京都校）も使用していない長崎校独自の名称である。盲生技芸科（按鍼術）は、野村按鍼術講習所の生徒の編入により開院時から発足したが、盲生技芸科（音楽）と啞生技芸科は、盲啞院規則の第3条・4条に「当分之を欠く」とあるようにこの第1段階の時期には開設されなかった。また、学年暦が、毎年9月11日に始まり、翌年9月10日に終わるというのもこの時期の特徴であった。その結果、この時期の卒業式は、7月に行なわれた。具体的には、第一回卒業式が、1899（明治32）年7月20日（卒業生2名）⁵⁾、第二回卒業式が、翌年7月21日（卒業生2名）⁶⁾にそれぞれ挙行されている。

1900（明治33）年7月に調査された長崎盲啞院在學生徒48名の出身県別の構成を見ると、長崎県内出身が35名（73%）、県外が13名（27%）で、3割近くを県外者が占めている。県外者は、西日本で最初の盲啞学校であることを反映して福岡（3名）・大分（3名）・熊本（2名）・佐賀（1名）の九州各県（計9名）から、さらには中四国（広島・愛媛各1名）や東京（1名）からも入学してきた。⁷⁾

教育内容・方法上の特徴としては、盲生普通科の「講談」と啞生普通科の「筆談」が注目される。すでに第I報で言及したように、「講談」は、東京校と京都校のそれを踏襲したものであり、「筆談」は、東京校より導入されたものである。また、開院当初より盲生には点字法、啞生には手話法と口話法による指導が行なわれていた。特に口話法は、グラハム・ベルの来校（明治31年11月28日）が発音教育を促進させる重要な契機となった。

一方、施設・設備面では、教室と寄宿舎だけの仮校舎をもって発足したこともあり、北野院長が「教室運動場等ノ設備モ寔ニ不十分」⁸⁾と述べているように、多くの課題を抱えていた。財政面では、長崎慈善会が、1900年1月、長崎市参事会に対し「長崎盲啞院経費補助願」を提出した⁹⁾。その結果、1900（明治33）年度より長崎市から「経費ノ三分ノ一ヲ補助セラルルノ特典」¹⁰⁾を得て、表2（次頁）に示すように420円の補助金を受けることとなった。以後、表3（次頁）にみるように長崎市から毎年補助金を得るようになった。

また開院まもない1898年12月に発足した長崎慈善会婦人部（1903年8月に盲啞教育婦人会、同年11月に長崎婦人慈善会と改称）は、「長崎盲啞学校生徒薄資者」に「寄宿料」の補助を目的として支援活動を開始していった。¹¹⁾

表1 私立長崎盲啞院規則と私立長崎盲啞学校規則の比較

私立長崎盲啞院規則（明治31年制定）	私立長崎盲啞学校規則（明治38年改定）
第一条 本院は長崎慈善会に附属し盲啞子弟の独立自活に必須なる教育を施す所とす	第一条 本校は盲啞子弟の独立自活に必須なる教育を施す處とす
第二条 教科を分て普通科技芸科とす	第二条 教科を分て普通科技芸科とす
第三条 盲生の普通科は講談国語作文算術唱歌体操とし技芸科は音楽鍼治按摩及口授とす但音楽は当分之を欠く	第三条 盲生普通科教科目は講談国語算術唱歌体操とし技芸科は音楽案鍼術とす
第四条 啞生の普通科は読方作文習字算術筆談図画体操とし女兒の爲めには裁縫を加ふ技芸科は図画彫刻指物刺繍裁縫とす但技芸科は当分之を欠く	第四条 啞生普通科教科目は国語算術筆談図画体操とし女兒の爲めには裁縫を加ふ技芸科は図画刺繍裁縫彫刻指物とす
第五条 修業年限は普通科技芸科とも各三ヶ年とす	第五条 修業年限は普通科五ヶ年技芸科四ヶ年とす但卒業の後更に温習又は補習を望むものには三ヶ年以内特に之を許可することあるへし
第六条 普通科第三学年に於ては特に技芸科を兼修せしむることあるべし	第六条 技芸科に於ては各教科目の一を専修せしむるものとし普通科第三学年に於ては特に技芸科を兼修せしむることあるへし
第七条 学年は毎年九月十一日に始まり翌年九月十日に終る	第七条 学年は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
第八条 休業の定日は左の如し 大祭日 祝日 日曜日 諏訪神社例祭日 夏季 七月廿一日より九月十日に至る 冬季 十二月廿五日より翌年一月七日に至る	第八条 休業の定日は左の如し 大祭日 祝日 日曜日 諏訪神社例祭日 夏季 七月廿一日より九月十日迄 冬季 十二月廿五日より翌年一月七日に至る
第九条 毎年七月生徒修業の成績を試験し進級又は卒業を認定す	第九条 学年の終に於て課程の修了若くは全科の卒業を認むるには生徒平常の成績を考査して之を認む
第十条 第一学年第二学年の課程を修業せしものには證明状を交附し第三学年の課程を了へたるものには卒業證書を授与す 第十一条 試験評点は毎教科目一百を以て定点とす 第十二条 試験に於ては各教科目の得点四十点以上を得たるものを及第とす 第十三条 試験成績を判定するに当たりては特に平常の成績を考へ得点を斟酌することを得 第十四条 證明状及卒業證書の書式左の如し（書式は省略）	第十条 学年の課程を修了せしものには修業證書全科を了へたるものには卒業證書を授与す 第十一条 證書の書式左の如し（書式は省略）
第十五条 生徒の入学は学年の初めとす但欠員あるときは臨時入学を許すことあるべし	第十二条 生徒の入学は学年の初めとす但欠員あるときは臨時入学を許す
第十六条 普通科に入学の者は年齢満九年以上たるべし	第十三条 普通科に入学の者は年齢満八歳以上とす
第十七条 技芸科に入学のものは普通科第二学年を修業せしもの若くは之に相当する学力を有するものとす但年齢満十五歳以上のものは学力の如何に拘はらず直ちに技芸科に入学を許可することあるべし	第十四条 技芸科に入学の者は普通科第二学年を修了せしもの若くは之に相当する学力を有するものたるへし但年齢満十五歳以上のものは学力の如何に拘はらず特に入学を許可することあるべし
第十八条 入学を志望するものは左の書式に依り願書を差出すべし其保證人は長崎市内に居住して丁年以上のものたるべし（入学願の書式は省略）	第十五条 入学を志望するものは左の書式に依り願書を差出すべし其保證人は長崎市内に居住して丁年以上のものたるべし（入学願の書式は省略）
第十九条 生徒は願主の志望に依り寄宿を許す但他人の嫌悪する疾患等に罹り若くは日常の着服喫飯等を自ら弁すること能はざるものは此の限りにあらず	第十六条 生徒は願主の志望に依り寄宿を許す但他人の嫌悪する疾患等に罹り若くは日常の着服喫飯等を自ら弁すること能はざるものは此の限りにあらず
第二十条 寄宿を志望するものは左の書式に依り願書を差出すべし（入舎願の書式は省略）	第十七条 寄宿を志望するものは左の書式に依り願書を差出すべし（入舎願の書式は省略）
第二十一条 願主及保證人の住所其他身上に異動ありたるときは其都度届出すべし	第十八条 願主及保證人の住所其他身上に異動ありたるときは其都度届出つべし
第二十二条 疾病又は止むを得ざる事故にて半途退学せんとするものは其事由を詳記し願主及保證人の連署を以て願出つべし	第十九条 疾病又は止むを得ざる事故にて半途退学せんとするものは其事由を詳記し願主及保證人の連署を以て願出つべし
第二十三条 疾病又は事故にて欠席せんとするときは願主又は保證人より届出べし	第二十条 疾病又は事故にて欠席せんとするときは願主又は保證人より届出べし
第二十四条 寄宿料は毎月五日迄に当月分を納むべし	第二十一条 寄宿料は毎月五日迄に当月分を納むべし（以下略）
第二十五条 寄宿料は疾病又は事故の爲全月退舎するものは之を納むるに及ばず	

表2 1900（明治33）年度歳費予算（内訳）

支 出											収 入			
職 員 俸 給	雑 給	図書器 械費	器具費	消耗 品費	印刷費	通信費	雑 費	修繕費	借家料	合 計	市 補助金	慈 善 会	演 受 入	芸 入 合 計
624円	180円	170円	30円	60円	12円	4円	50円	30円	240円	1260円	420円	440円	400円	1260円
49.5%	14.3%	13.5%	2.4%	4.8%	1.0%	0.3%	0.4%	2.4%	19.0%	100%	33.3%	34.9%	31.7%	100%

表3 市立長崎盲啞院・長崎盲啞学校の財政（経営費・補助費）一覧

年 度	収 入 (円.銭里)	支 出 (円.銭里)	剰 余	不 足	補 助 金		支出に占 める補助 金(県+ 市)の割合	備 考
					長崎県	長崎市		
1898(明治31)年	766.821	758.759	8.062		円	円		長崎市補助金は、明治 33年度より開始
1899(明治32)年	2,194.071	2,194.071				420	19.1%	
1900(明治33)年								
1901(明治34)年	2,016.000	1,576.578	439.422			672	42.6	
1902(明治35)年	2,017.392	2,130.424		113.033		696	32.7	
1903(明治36)年	2,186.005	2,402.468		216.463		878	36.5	
1904(明治37)年	2,006.010	2,183.086		177.076		884	40.5	
1905(明治38)年	2,188.906	2,145.814	43.092			884	41.2	
1906(明治39)年	2,033.077	2,169.896		136.819		884	40.7	
1907(明治40)年	2,365.565	2,516.517		150.952		884	35.1	
1908(明治41)年	1,936.678	2,391.023		454.345		884	37.0	
1909(明治42)年	2,113.228	2,385.128		271.900	500	884	58.0	
1910(明治43)年	2,489.230	2,463.895	25.335		500	884	56.2	
1911(明治44)年	2,596.125	2,658.830		62.705	500	800	48.9	
1912(明治45)年	3,024.798	2,682.940	341.858		800	1,000	67.1	
1913(大正2)年	3,273.381	3,206.388	66.993		800	1,000	56.1	
1914(大正3)年	3,302.884	3,182.744	120.140		800	1,000	56.6	
1915(大正4)年	3,843.236	3,304.845	538.391		800	1,000	54.5	
1916(大正5)年	3,460.942	3,411.186	49.786		800	1,000	52.8	

注)『長崎慈善会二十五年誌』より作成。

(2) 第2段階：長崎市興善町43番地時代（1900年12月～1904年3月）

1900年12月、施設・設備も不十分なままで、表4にみるように生徒数が50名を越えたことから、長崎市興善町43番地の民家を借用し移転した。¹²⁾その移転と同時に私立長崎盲啞学校と改称し、1901年度より学年暦を4月入学、3月卒業と改めた。¹³⁾その結果、第三回卒業式は1902（明治35）年3月に挙行され、そこではじめて啞生普通科の卒業生を送り出した。それと連動して啞生技芸科（図画）の生徒募集が行われ、1902（明治35）年度から生徒の受け入れを開始した。しかし実際の入学は翌1903（明治36）年度からであった。¹⁴⁾また移転後まもなく安中半三郎を編輯発行人として「慈善月報」（1901年2月創刊～1909年2月廃刊）

が発行されていった。¹⁵⁾

財政面では、この時期も長崎慈善会が毎年開く慈善演芸会の収益が盲啞学校の経常費と基本金に当てられた。その基本金は「長崎盲啞学校基本金蓄積規程」¹⁶⁾によると、①寄付金、②盲啞学校決算剰余金、③義財函投入金の3種類から成っていた。長崎市の補助金も表2に見るように増額され支出の約4割を占めるようになった。また前述の長崎慈善会婦人部は、1900年から実際に盲啞学校生徒の貧困者に対し寄宿料の補助を始めた。

施設・設備面では、「寄宿舎、賄室、病室、運動場等の施設不完全にして授業上衛生上不便」なため、1902（明治35）年の4月と11月の2回にわたって、「長崎市桜馬場に敷地六百十二坪を選定し」、さらに「二階建校舎百四十二坪、寄宿舎並に附属建物百坪新築の計画を定め寄付金募集に着手せん」とした。¹⁷⁾しかし、日露戦争の勃発でこの計画は中止となった。

表4 『長崎県学事年報』にみる私立長崎盲啞院・長崎盲啞学校の実態

年度	校名 (位置)	学科	修業 年限	学級 数	教 員			生徒数			卒業生			年間 授業料 総額	年間経 費総額 円	出典
					男	女	計	男	女	計	男	女	計			
1898年度 (明治31)	私立長崎盲啞院 (長崎市興善町)	普通科 技芸科	3年 3年	2	2	1	3	12	6	18	-	-	0	-	250	『明治三十一年長崎県学事年報(明治三十一年十二月末調)』39頁
1899年度 (明治32)	私立長崎盲啞院 (長崎市興善町)	普通科 技芸科	3年 3年	2	4	1	5	26	9	35	2	-	2	-	958	『明治三十二年長崎県学事年報(明治三十二年十二月末調)』41頁
1900年度 (明治33)	私立長崎盲啞学校 (長崎市興善町)	普通科 技芸科	3年 3年	8	3	1	4	40	12	52	4	-	4	-	1,260	『明治三十三年長崎県学事年報』47頁
1901年度 (明治34)	私立長崎盲啞学校 (長崎市興善町)	普通科 技芸科	3年 3年							77						欠本のため不明。文部省年報より記入。
1902年度 (明治35)	私立長崎盲啞学校 (長崎市興善町)	普通科 技芸科	3年 3年	12	7	1	8	54	22	76	19	3	22	-	2,634	『明治三十五年長崎県学事年報』93頁
1903年度 (明治36)	私立長崎盲啞学校 (長崎市興善町)	普通科 技芸科	3年 3年							84						欠本のため不明。文部省年報より記入。
1904年度 (明治37)	私立長崎盲啞学校 (長崎市興善町)	普通科 技芸科	3年 3年	16	7	1	8	23	14	37	3	1	4	-	2,652	『明治三十七年長崎県学事年報』87頁
1905年度 (明治38)	私立長崎盲啞学校 (長崎市新大工町)	普通科 技芸科	5年 4年	10	7	1	8	69	36	105	6	2	8	-	2,652	『明治三十八年長崎県学事年報』78頁
1906年度 (明治39)	私立長崎盲啞学校 (長崎市新大工町)	普通科 技芸科	5年 4年	14	6	1	8	87	43	130	22	1	23	-	2,850	『明治三十九年長崎県学事年報』75頁
1907年度 (明治40)	私立長崎盲啞学校	普通科 技芸科	5年 4年							152						欠本のため不明。文部省年報より記入。
1908年度 (明治41)	私立長崎盲啞学校 (馬場)	普通科 技芸科	5年 4年	12	8	4	12	71	35	106	4	-	4	55	2,984	『明治四十一年長崎県学事年報』86頁
1909年度 (明治42)	私立長崎盲啞学校 (馬場郷)	普通科 技芸科	5年 4年	10	7	4	11	99	56	155	7	3	10	徴収せず	2,880	『明治四十二年長崎県学事年報』55頁

この時期注目されるのは、1903（明治36）年6月に東京盲啞学校長の小西信八（1854～1938）が参観に訪れ、長崎師範学校と長崎商人集会所の二ヶ所で講演をしていることである。¹⁸⁾

長崎盲啞学校関係者と長崎師範学校の教員・生徒は、当時の日本を代表する盲啞教育者から欧米・日本の盲啞教育の歴史と開拓者の思想（アユイ、ド・レベ、古河太四郎ら）、さらに教育法として吉川金造を成功例とする口話法（発音教育）や点字法を学ぶ機会を得たのである。小西の師範学校での講演で注目すべきことのひとつは、「世界にては盲啞の教授法は発音と手真似と此二者の折衷との三つが行はれ」ていて、「教授法に争あるも聾啞自身は手真似がよきと見ゆる故に聾啞教授には手真似を加ふる法が宜しからんと思ふ」と述べて、手話法の必要性和意義に留意することを促している点である。いまひとつは、「日本人は盲啞を見ますれば馬鹿か何かの様に思ひますけれども…外国人は盲啞を人間同等に取扱ひます」と述べて、米国の人道的平等思想を評価・紹介し、さらに米国には「痴児学校」すなわち「フィブルマインデッドスクール（能力の弱い児供の学校）」もあることを紹介して知的障害児教育の必要性についても注意を喚起している点である。¹⁹⁾

(3) 第3段階：中島聖堂時代（1904年4月～1908年11月）

前述のように新校舎建設計画は中止となったが、表4にみるように生徒数は増加し、やむなく1904（明治37）年4月、長崎市新大工町76番地の旧長崎聖堂（別名・中島聖堂）構内の講義室を所有者の向井氏より賃貸して、三度目の移転をおこなった。「中島聖堂由来記」²⁰⁾によれば当時の中島聖堂は、明治30年に「長崎在留支那人等」が長崎市内の大浦町に聖廟（現・孔子廟）を創建したことが契機となって「支那人の当堂に敬拝する者が全くなく」なり、「聖堂内各建物は次第に腐朽を加え…修理を加ふるの途が無く…建物の朽敗甚だしく」なっていたという。関係者は、この荒れ果てた聖堂を修繕しながら使用したものと推察される。また下記の「明治四十一年度長崎盲啞学校経費予算」案が示すように、聖堂所有者の向井氏に支払う「借家料」は、「職員給料」に次ぐ金額になっている。²¹⁾

職員給料	雑給手当	授業用具	備品	消耗品	雑費	借家料	修繕費	地租	計
2,003円 (67.1%)	200円 (6.7%)	170円 (5.7%)	50円 (1.7%)	40円 (1.3%)	120円 (4.0%)	360円 (12.1%)	30円 (1.0%)	11円 (0.4%)	2,984円 (100%)

この移転に伴って学則を改正し、「私立長崎盲啞学校規則」（表1の右を参照）が制定された。それによると、修業年限が普通科が3年から5年、技芸科が3年から4年に引き上げられ、普通科入学の年齢は9歳から8歳に引き下げられている。しかし教育目的、教育内容・方法等には大きな変化はなく基本的に同じである。この時期の学科課程は、＜資料編Ⅱ－資料7＞に示したとおりである。そこには開院当初にはなかった盲生技芸科（音楽）と啞生技芸科の内容が示されている。盲生普通科では「講談」が「講話」となっているのが小さな変化である。啞生普通科では、「国語」の中で「発音及話シ方」の指導おこなわれる一方で、「筆談」による会話の指導も行なわれていることがわかる。当時の「教科用図書表」（1908年4月頃のもの）を整理すると次（次頁）のようになる。²²⁾

これらの教育内容・方法の改善と教育条件整備が良好な教育成果をおさめ、1907（明治40）年3月には、文部省より優良校として表彰（奨励金百円交付）された。²³⁾

啞生普通科	尋常高等小学校教科用図書ヲ使用ス	
盲生普通科	尋常高等小学校教科用図書ヲ点字ニテ授ク	
盲生技芸按鍼科	第一学年	实用解剖 一、二、三巻 著者 今田東
	第二学年	増訂 簡明生理学 上下 二冊
	第三学年	増訂八版 病理通論 上下 二冊 マッサージ学 アルヘルトポッハ著 全一冊 莱氏按摩術 全一冊
	第四学年	近世内科全書 全一冊 針治学 全一冊
盲生技芸音曲科	第一学年	菜ノ葉、摺鉢、海山 等
	第二学年	表組
	第三学年	裏組
	第四学年	中組

(4) 第4段階：桜馬場新築校舎への移転と整備（1908年11月～1912年）

1908（明治41）年、前述の移転先として用地を確保していた長崎市桜馬場町70番地に新校舎を建設する。これに先立ち、1908年5月、当時の長崎の地域新聞に「長崎盲啞学校建築費寄附懇請」²⁴⁾という広告を出し寄附を募集した。同年9月7日には上棟式を行い、2か月後に、念願であった長崎慈善会所有の新校舎がようやく落成した。同年11月14日、新築落成式を行い、同時に創立十周年祝典も行なわれた。²⁵⁾

財政的には1909年、規模の拡張に伴い、表3に示したように長崎県からも補助金を受けるようになった。その結果、県・市の補助金は支出の約5割となった。生徒数も1910年にピーク（158名）を迎えた。1911年には啞生技芸科に「裁縫部」と「木工部」が設置された。また1912年7月30日には、長崎県告示第五百二十四号²⁶⁾により盲生技芸科鍼按灸部が「按摩術営業取締規則」第一条をうけて無試験で営業免許が得られるようになった。こうして、盲啞院創設から10年の歳月をかけて当初の「盲啞子弟の独立自活」という目的を達成するために必要な教育条件の整備を一応完成させていった。以後、桜馬場校舎での教育は、1933年の移転まで続いた。

第2節 長崎県における慈善主義に基づく盲・聾教育の特質

本節では、第1期・第2期の盲啞教育を特徴づけている慈善主義に注目し、その特質を整理して第1期・第2期（明治期）のまとめとしたい。

(1) 慈善主義の障害者観

まず、第1期を含めて第2期における盲・聾教育関係者が、どのような盲・聾者観を抱いていたかを見ていく。具体的に列挙すると以下ようになる。

- ①長崎盲啞院設置公告：「世間不幸ノ人アリト雖モ盲啞者ノ不幸ヨリ憐レナルハナシ」
「コノ憐ムヘキ不具者ヲシテ身ヲ修シメ智ヲ啓キ独立自活ヲ用ルノ幸福ヲ與ヘン」（1898年）
- ②北野孝治（長崎盲啞院長）：「常ニ無告ノ境涯ニ沈吟シテ終始人生ノ悲惨ヲ嘗ムルモ

ノ」(1898年)

- ③小松原英太郎(長崎県知事)：「世に盲啞者ほど憐べきものなし…従来世の廢疾者として擯斥せらる其不幸蓋し之れより大なるはなし」(1898年)
- ④長石安治郎(長崎盲啞院教員)：「宇宙間に於て不幸者の中に於て最も不幸に陥れる者は盲啞なりと信ず」(1898年)
- ⑤(広告)長崎盲啞学校建築費寄附懇請：「何卒設立者の苦辛に同情を寄せられ可憐なる幾多の盲啞生が楽しく就業し…」(1908年)
- ⑥北川信従(長崎市長)：「聖代の恩澤と博愛慈善の良風とにより憫むべき盲啞者の教育行はれ…」(1908年)

このように、この時期の関係者は共通して、盲・聾啞者を「憐むべきもの」「最も不幸に陥れる者」という言葉に代表されるように、憐れみ・同情の対象としてとらえていたところにその時代の特徴がある。それは単に、長崎だけのことではなく、模範となった京都校においても同じであった。つまり、「京都市盲啞院慈善会」の「趣意書」(1894年)にも「世上不幸ノ人何ゾ限ラン、聴カント欲シテ耳ノ聞クベキナク視ント欲シテ目ノ視ルベキナク哀情訴フル能ハズ快樂享ル所ナシ世上幾多不幸ノ人アルモ未ダ盲啞者ノ不幸ヨリ憐レナルハナカラン(中略)コノ憐ムベキ不具者ヲシテ身ヲ修メ智ヲ啓キ適當ノ職業ヲ授ケテ独立自活ヲ得シムルノ幸ヲ與ヘントス」²⁷⁾と述べているとおりである。これは、長崎校の開院式で「式詞」(資料編Ⅰ－資料3参照)を述べた鳥居嘉三郎の趣旨と同じであり、上記①の「長崎盲啞院設置公告」とも同じである。

(2) 慈善主義の教育観

まず第一に、慈善主義の教育は、各人の私的な「慈善心」に依拠して成り立っているということである。具体的には、以下の表現に表れている。

- ①北野：「惻隱ノ心アルモノハ…救恤セント欲スルモノ実ニ人類相互ノ至情ナリ」(1898年)
- ②長石：「盲啞を顧みざるは慈善心に富まざることを断言す」(1898年)

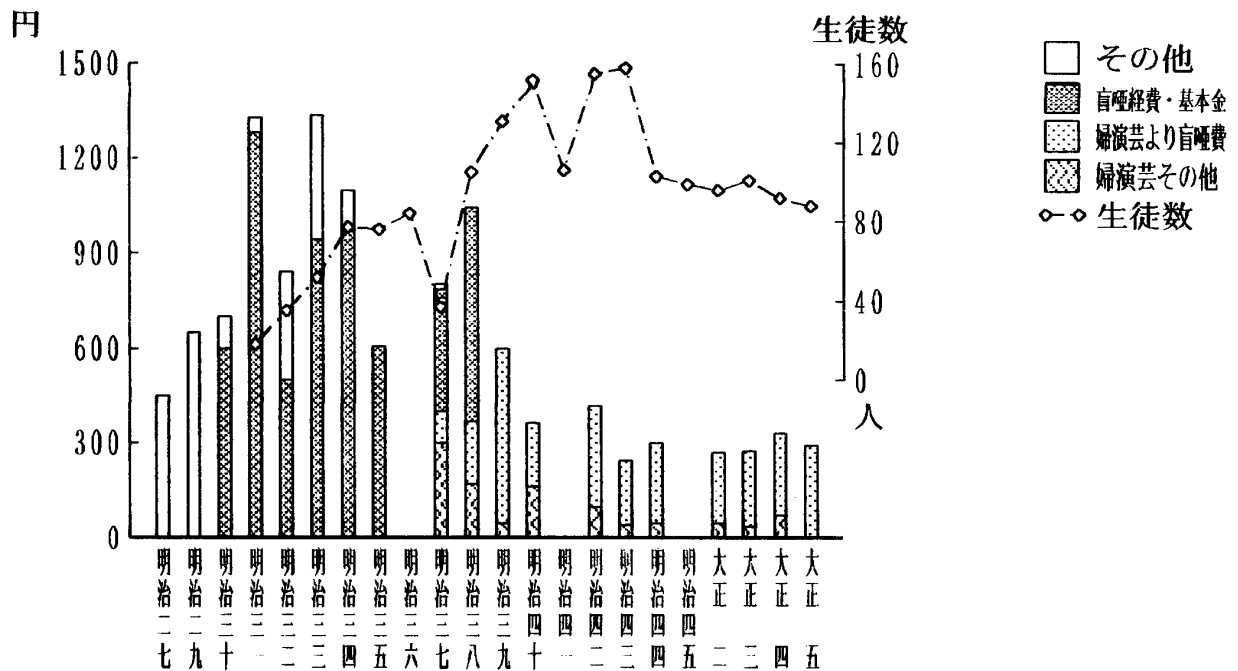
これらは、かつて我国盲・聾教育の始祖として有名な古河太四郎が、「京都府下大黒町待賢校瘡啞教授手順概略」の中で「満腔惻隱の心を発し」と述べているのと共通している。

第二に、慈善主義教育の理念・目的の特徴は、盲・聾啞者の有用化とその文明開化的意義にあったといえる。先に長崎盲啞院の目的規定を述べたが、「盲啞子弟」の「独立自活」には2つの側面がある。その一つは、長石が、「啞生」「盲生」は教育によって「十分に其の生計を営むことを得」るので、「適當なる職業」を授けて、「国家の有用の仕事をなさしむることを得ん」と述べているように、教育による盲・聾啞者の有用化という国家経済的意義である。二つめは、北野盲啞院長が、「盲啞教育の普及發達が…文化のメートルを表すもの」と述べているように、盲啞教育の文明開化的意義である。

第三に、慈善主義教育の財政的特徴は、下記の①②③に示すように前述の「慈善心」に立脚した、私的な「慈善金」「寄付金」に依拠していたという点である。

- ①長崎盲啞院設置公告：「慈善有志家ハ資金ヲ寄附シ」(1898年)
- ②長石：「学校を起すには之に伴ふ経費を要するを以て世の博愛慈善家に乞はんと欲す」(1898年)
- ③北野：「直接ト間接トニ拘ハラズ盲啞教育ノ事業ヲ贊助セラレンコトヲ望ム」(1899年)

表5 慈善演芸会収入と生徒数の推移



(3) 慈善主義的経営の限界

長崎盲啞学校の経営は、民間の慈善の力に依拠して進められた。その主な財源は寄付金と長崎慈善会が毎年行なう慈善演芸会の収益（一部はその他の慈善事業にも使う）である。ここで表5²⁸⁾を見ると、生徒数は年々増加し、1911（明治44年）からほぼ一定を保っている。これに対し、慈善演芸会の収益は、明治40年代になると300円前後に落ち込み、市民による慈善金が頭打ちとなっている。明治40年代は表3に見るように明らかに経営困難に陥っていたことが分かる。県の補助の開始（1909年）と県・市の補助金の増額（1912年より）によってかろうじて経営が維持されていたといえる。逆に公的性格を強めていったともいえる。

次に、生徒数がピーク時の1910（明治43）年を見てみると、長崎県内の学齢児童中盲啞者は221名で、同年の長崎盲啞学校生徒数（普通科）は95名（技芸科を含む全生徒数158名）、すなわち盲啞学校には42%の収容能力しかないことが分かる。これはひとつの手掛かりにしすぎないが、私立長崎盲啞学校の収容規模が県内の就学要求に応じられない収容力であったことが示されている。

こうして大正期に入ると慈善主義に基づく民間有志の努力の限界が顕在化することになる。この慈善主義が、盲啞教育令制定運動が高揚していく大正デモクラシー期にどう克服されていったのかについては、続く第Ⅲ報において解明していきたい。なお本稿で検討した慈善主義が、池田敬正氏が析出している①国家主義的慈善事業思想、②欧米主義的慈善事業思想、③自由主義的慈善事業思想とどのような関係にあるのかについては、長崎慈善会関係資料のさらなる発掘をふまえて、今後解明していきたい。²⁹⁾

<注>

- 1) これまでの成果には、通史編として下記の①，資料編として②③がある。
 - ①平田勝政・菅達也：長崎県障害児教育史研究（第Ⅰ報）－1898年設立の私立長崎盲啞院を中心に－「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第55号，25～34頁，1998年6月
 - ②同上：長崎県障害児教育史資料（Ⅰ）－戦前・盲聾教育編－「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第54号，1～17頁，1998年3月
 - ③同上：長崎県障害児教育史資料（Ⅱ）－戦前・盲聾教育編－「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第55号，1～8頁，1998年6月
 以下、本稿では、上記①を<第Ⅰ報>，②を<資料編Ⅰ>，③を<資料編Ⅱ>という。
- 2) 長崎盲啞院一覧「長崎教育」第99号，22頁，1900年9月。但し、鎮西日報（1898.9.13付）は、「盲生八名啞生五名を以て授業を開始」（＝13名）したと報じ、北野院長による第一回卒業証書授与式（1899.7.20開催）での「挨拶」では、「開院ノ際ハ盲啞ヲ合セテ僅二十一名ニ過ギザリシ」（「長崎教育」第87号，19頁，1899年8月）となっている。このように開院時の生徒数には食い違いがあり、確定し難い。本稿では、13名と11名の中間をとって「長崎盲啞院一覧」に記載されている12名を採用した。
- 3) 前掲注2)の「長崎盲啞院一覧」（23頁）
- 4) 「修身」がいつ独立の教科目として位置づいたかは教育の特質を知る上で重要であるが目下のところ確定しがたい。1905年の私立長崎盲啞学校学則（全文は、資料編Ⅱ－資料7の「学科課程表」参照）では未だ「筆談」「講話」に含まれて位置づけは弱い。1918年の「長崎盲学校要覧」（「内外盲人教育」第7巻冬号に掲載）では、盲生・啞生の普通科の教科目の筆頭に「修身」が明確に位置づいている。おそらく1912年4月の学則改正で位置づいたものと判断される。なお1912年改正の学則は目下のところ不明である。
- 5) 「長崎盲啞院証書授与式」（「長崎県教育雑誌」第87号，19～20頁，1899年8月）には、第一回卒業式の様子と北野孝治初代院長の「挨拶」が掲載されている。式の中では、開院1年目にして啞生の発音指導等が披露されている。
- 6) 第二回卒業式については、「長崎盲啞院第二回證書授与式」（「長崎県教育雑誌」第99号，21～22頁，1900年9月）に詳しい。
- 7) 前掲注2)の「長崎盲啞院一覧」（24頁）
- 8) 前掲注5) 20頁
- 9) 安中半三郎報告『長崎慈善会十週年記』8頁 1903年12月（長崎県立図書館所蔵）
- 10) 前掲注6) 21頁
- 11) 長崎婦人慈善会『長崎婦人慈善会沿革』1頁 1907年11月（長崎県立図書館所蔵）
 <第Ⅰ報>の表1（29頁）では、婦人部設置の年月日を『長崎慈善会二十五年誌』（4頁）に依拠して1897（明治30）年12月11日と記したが、『長崎婦人慈善会沿革』（1907年）及び『長崎婦人慈善会二十年誌』（1917年）は、ともに1898（明治31）年12月5日に設置したと記している。後者が正しいと考えられるため、<第Ⅰ報>の記述は削除する。
- 12) 1900年12月の移転について、鎮西日報（1900.12.25付 2面）は、「興善町なる長崎盲啞院は、明後日廿七日より同町五十番戸（徳永傳作氏跡宅）へ移転するよし。」と報じている。しかし、『長崎慈善会十週年記』（1903年）をはじめ、1908年に「長崎盲啞学校の新築」を報じた九州日之出新聞（1908.5.21付 2面）も「同町内の四十三番地に移り」

と報じており、本稿は既に一般的となっている「四十三番地」を採用した。

- 13) この1900年12月の移転と校名変更に伴って改正されたと思われる学則については目下のところ不明である。
- 14) 『長崎盲啞学校二十年誌』32頁
- 15) 「慈善月報」は、「鎮西日報」（1900.12.25付 2面）が、「同院にては来月廿五日より盲啞院月報を発刊するよし」と報じているように、長崎盲啞学校の月報という性格を持っており、当時を解明する重要な史料である。しかし目下のところ所在不明である。発掘が期待される。
- 16) <資料編Ⅱ>の資料8を参照。
- 17) 長崎盲啞学校建築費寄附懇請「九州日之出新聞」1908（明治41）年5月21日付。同公告文は、「東洋日の出新聞」1908（明治41）年5月21日付にも掲載。全文は、本稿末尾の<資料編Ⅲ>の資料2を参照。収録にあたっては、日付が後になるが、全体の記述が正確な「東洋日の出新聞」を採用した。
- 18) 師範学校での講演は、「長崎県教育雑誌」第132号（1903年7月）に掲載され、商業会議所での講演は、「鎮西日報」（1903.6.11付, 6.13付, 6.14付）に3回連載（4回以降不明）されている。
- 19) 小西東京盲啞学校長の演説「長崎県教育雑誌」第132号 7頁 1903年7月
- 20) 中島聖堂由来記（二）「長崎教育」第463号2面 1935年3月
- 21) 「明治四十一年度長崎盲啞学校経費予算」（=1908年4月当初の案）は、『私立学校設置ニ関スル件（明治41年）』（請求記号11-583）中の「私立長崎盲啞学校」綴（長崎県立図書館所蔵）に収められている。
- 22) 「教科用図書表」も「私立長崎盲啞学校」綴（長崎県立図書館所蔵）に収められている。
- 23) 長崎盲啞学校の受賞「長崎教育」第178号 60頁 1907年5月
- 24) 全文は、本稿末尾の<資料編Ⅲ>の資料2を参照。同公告文は、「九州日之出新聞」（1908.5.21）と「東洋日の出新聞」（1908.5.23）に掲載されている。収録にあたっては、日付が後になるが、記述が正確な「東洋日の出新聞」の記事を採用した。
- 25) 桜馬場新校舎の完成・移転及び十周年記念の様子は、本稿末尾の<資料編Ⅲ>の資料3・4・5・6を参照。
- 26) 全文は、本稿末尾の<資料編Ⅲ>の資料7を参照。
- 27) 京都市盲啞院慈善会「京都府教育雑誌」第22号, 27頁, 1894（明治27）年2月。1893（明治26）まで京都校の助手であった野村惣四郎は、この慈善会と何らかの接点があったと考えられる。
- 28) 『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』をもとに作成。生徒数は文部省年報による。長崎慈善会の慈善演芸会は明治27年から同39年まで計12回行なわれ、明治36年より長崎婦人慈善会も演芸会を行なっている。明治36・41年の収益は不明である。
- 29) 池田敬正『日本社会福祉史』（法律文化社）PP. 273～283

（付記）本稿は、日本特殊教育学会第36回大会（1998年9月 於・文教大学）において発表した平田・菅の共同研究「長崎県障害児教育史研究（第Ⅱ報）－明治期の盲・聾教育を中心－」を大幅に修正加筆してまとめたものである。

＜附録・資料編Ⅲ＞

長崎県障害児教育史資料（Ⅲ）－戦前・盲聾教育編－

はじめに

本誌第54号・第55号所収の＜資料編Ⅰ＞＜資料編Ⅱ＞に続き、本号では、＜資料編Ⅲ＞として本号の第Ⅱ報が対象とした1898～1912年の時期に属する資料で、紙幅の関係上＜資料編Ⅰ＞＜資料編Ⅱ＞に収録できなかったものを以下に掲載する。

＜資料1＞長崎盲啞学校管理規程（「私立長崎盲啞学校」綴所収・長崎県立図書館所蔵）

長崎盲啞学校管理規程

- 第一條 長崎盲啞学校ハ長崎慈善会之ヲ管理ス
 第二條 長崎盲啞学校ニ校長一名教員若干名ヲ置ク
 第三條 長崎盲啞学校ニ理事十名ヲ置キ長崎慈善会員ノ互選ヲ以テ之ヲ挙ク其ノ任期ハ一ケ年トス 但再撰ヲ妨ケス
 第四條 理事ノ職務権限ノ概目左ノ如シ
 一 盲啞学校専属ノ財産管理
 二 経費ノ収支
 三 寄宿舍入退ノ許否
 四 寄附金受入
 五 臨時雇小使等ノ任免
 六 小修繕並ニ備品購入
 七 学事年報及経費ノ決算ヲ慈善会總會ニ報告スルコト
 第五條 左ノ事項ニ該當スルトキハ理事ノ意見ヲ付シ長崎慈善会幹事会又ハ其總會ノ決ニ依ル
 一 校舎移転又ハ新築
 二 規則ノ変更
 三 寄宿舍ノ廃置
 四 教員ノ任免俸給増減
 第六條 教員ノ辞令書及寄附者ニ対スル謝辞ハ長崎慈善会長之ヲ發ス
 第七條 長崎盲啞学校ノ経費ハ長崎慈善会員當分之ヲ補充負担ス

＜資料2＞長崎盲啞学校建築費寄附懇請（九州日之出新聞 明治41年5月21日付 4面

／東洋日之出新聞 同年5月23日付 4面公告欄） *東洋日之出新聞より掲載

拜啓愈々御健勝奉賀候然者長崎盲啞学校は、我邦に於て京都東京に並ぎ明治三十一年九月十二日本会の設立する所にして、校舎を移すこと三回なるも荏苒今尚ほ古き家屋を賃借して維持せしも寄宿舍、賄室、病室、運動場等の施設不完全にして授業上衛生上不便少なからざるに由り、同三十五年四月長崎市桜馬場に敷地六百十二坪を選定し、二階建校舎百四十二坪、寄宿舍並に附属建物百坪新築の計画を定め寄附金募集に着手せんとせし折柄日露戦役の時局に遭遇し、不得止六七年間躊躇中止せしに昨四十年文部省は全国四十の盲啞学校あるに係らず京都大阪及び我長崎盲啞学校に対して施設其宜しきを得実績観るべきものありとして奨励の恩典を賜はれり且つ恐れ多くも閑院宮兩殿下の御台臨を忝ふし並に内

外貴賓の遠く来臨参観の栄を蒙ること数次にして設立者たる本会のみならず本地方の名誉も亦た多大なりとす。雖然現在の如き狹隘区画なき麓雑の校舎に百五十有余名の生徒を収容教授する不体裁は実に赧顔慙愧に堪へさるることにして是等の実況は充分諸君の認識さるる所ならん。故に校舎新築の期は刻下に相逼り候に付何卒設立者の苦辛に同情を寄せられ可憐なる幾多の盲啞生が楽しく就業し得へき新しき校舎寄宿舎の一日も早く建築成ることを尽力あらんことを偏へに御懇請仕候恐惶謹言

長 崎 盲 啞 学 校 設 立 者

寄附金申込所

長崎市酒屋町 長崎慈善会事務所

寄附金収入所

長崎市築町	十八銀行内
大阪市大川町	十八銀行支店
東京市船町	第三銀行
熊本市米屋町	十八銀行支店
佐世保市	十八銀行支店
大村	西州銀行支店

<資料3>長崎盲啞学校新築上棟式（東洋日の出新聞 明治41年9月7日付 4面広告欄）

長崎盲啞学校新築上棟式本日午後四時執行仕候に付此段寄附者並に男女会員諸氏に謹告す

九月七日 長崎慈善会委員

<資料4>盲啞学校新築落成（東洋日の出新聞 明治41年11月10日付 2面）

中川郷桜馬場に新築中なりし私立長崎盲啞学校舎は此程竣工せるを以て来る十四日落成式を催すべく約市内八百名に対し、同校創立者より案内状を発せり。

<資料5>盲啞学校開校式（東洋日の出新聞 明治41年11月15日付 2面）

長崎盲啞学校新築落成式及び開校式は予報の如く昨日午後一時桜馬場の新築同校舎に於て挙行され、先づ教育勅語の捧読ありて、建築委員より工事に関する経過を報告し、次いで荒川知事、米国領事シドモール氏、北川市長（島助役代読）の祝辞朗読、山本校長の式辞及び盲生の謝辞あり。同二時三十分式を閉じ、余興に移り、盲啞両生徒の蛇踊、柔軟体操等ありて散会せるが、当日の来賓は、荒川知事を始め県高等官、市の重なる吏員、各国領事、欧米及び清国紳士、縣市名誉職員、長崎慈善会員、新聞記者等約二百名ありて、非常の盛典なりき。

<資料6>盲啞学校校舎落成式（鎮西日報 明治41年11月15日付 2面）

盲啞学校校舎落成式

私立長崎盲啞学校新築落成式並びに創立十週年祝典は、予報の如く昨日午後市内桜馬場同校庭に於て挙行されたり。当日の来賓は、荒川知事、秦事務官、嶋助役、米国領事、市参事会員、県市会議員、市内各官衙長其他内外紳士淑女無慮数百名なりしが同三時に至り式は奏楽（君ヶ代）を以て始まり、次で勅語奉読、終って建築委員安中半三郎氏の建築経過の報告ありたる後高見松太郎氏は北川慈善会長代理として祝辞を朗読したるが夫より荒

川知事は左の如き祝辞を述べたり。

祝 辞

目ありて見耳ありて聞き口能く語り森羅万象以て辯ずべく思想以て通ずることを得るも尚且つ聰明良知なるを得ること難し然らば則ち此官能の一と雖之を欠如せるものに在りては畜に人生の幸福を享受し難きのみならず亦處世必須の能力すら之を獲得するの容易ならざる事を察すべし宜しく同胞相助け以て人生の快趣を感じしむべき也。

我長崎慈善会見る所あり夙に盲啞学校を設けて特種教育を施し、新たに校舎を建築し益々之を拡張せんとす。洵に喜ぶべく慶すべし。庶幾くは当局の熱誠と生徒各自の奮励とに依り夫の耳目口舌を具備し而も心に育する者をして省みて忸怩たるに至らしめんことを、此の如くならば視聴言伍の官能は末にして心は其の本たるの真義瞭然たるに至り文明の惠澤亦固きを得べし。茲に新築落成式創立満十週年祝賀会に参列し所感を叙べて祝す。

明治四十一年十一月十四日

長崎県知事正四位勲二等

荒川義太郎

次で駐在米領事は磯田市役所通譯を介して一場の祝辞を述べ終って嶋助役は北川市長に代りて左の祝辞を朗読せり。

祝 辞

聖代の恩澤と博愛慈善の良風とにより憫むべき盲啞者の教育行はれ普通人と同しく智徳を修養するの幸福を享受し得るは特殊教育の最も進歩したるものと謂ふべし。然るに該教育の京都以西に於て施設なきを遺憾とし率先して明治三十一年九月本校を創立し既に多数の卒業生を出し独立者自営の幸福を與ふるの今日あるは該校施設経営者の苦心と慈善会員及其の他内外人の義祭に倚るの賜なりと謂はざる可からず。今や本校の新築校舎は博愛慈善の美花として永く芳香を放ち而かも創立十周年の紀念は既往幾多の辛惨功果を發顯するものたり。冀くは本校経営者及職員諸士益奮励して本校の盛運を期することあらば独盲啞者の幸福を増進するのみならず延ひて以て世道人心に裨益することを蓋し尠少ならざるべし。茲に満腔の祝意を表す。

明治四十一年十一月十四日

長崎市長

北川信従

右終って山本盲啞学校長、丸瀬職員総代の式辞祝詞等に次で、盲、啞両生徒総代二名の答辞ありしが、此時恰かも東京官立盲啞学校及び京都市立盲啞学校よりの祝電達したるを以て安中氏之を参列者に報し斯くて奏樂の裡に式を終り夫より参列者一同は茶菓の饗應を受けつつ同校生徒一同の蛇踊、落雷、旗取、按摩の棒打、糸巻、二人三脚、輪懸、啞船頭、旗拾、綱引等の遊戯を觀覽したる後全く散会したるは同四時半頃なりき。

＜資料7＞「長崎県公報」第二四七四号 2頁 明治45年7月30日

長崎県告示第五百二十四号

私立長崎盲啞学校（按鍼灸科）ヲ明治四十四年内務省令第十号按摩術營業取締規則第一条及同年八月内務省令第十一号鍼術灸術營業取締規則第一条ニ該当スル学校ト指定セリ

明治四十五年七月三十日

長崎県知事 安藤謙介

資料8 『長崎県学事年報』にみる長崎盲啞院・長崎盲啞学校の記述一覧

年度	記述内容	出典
1898年度 (明治31)	盲啞学校 私立ニ係ルモノ長崎市興善町ニ一校アリ本年六月之ヲ新設シ生徒数普通科男五人女六人技芸科男七人計十八人内盲生男八人女二人啞生男女各四人ナリ学科其当ヲ得授業ノ法其宜キニ適ヒ設置後久シカラスト雖モ生徒ノ成績頗ル佳良ナルカ如シ	『明治三十一年長崎県学事年報（明治三十一年十二月末調）』3～4頁
1899年度 (明治32)	盲啞学校 私立ノモノ長崎市ニ一校アリ明治三十一年六月ノ設置ニ係ル器械器具等ノ設備稍整頓シ学科ノ配当及授業ノ方法共ニ宜キヲ得生徒ノ成績亦見ルヘキモノアリ生徒数ハ普通科男十四人女九人技芸科男十二人計三十五人内盲生男十五人女二人啞生男十一人女七人ナリ之ヲ前年ニ比スレハ普通科男九人女三人技芸科男五人ヲ増加セリ	『明治三十二年長崎県学事年報（明治三十二年十二月末調）』4頁
1900年度 (明治33)	第五章 盲啞学校 長崎市慈善会ノ設置シタルモノ一校アリ校舍ハ仮設ニシテ不十分ナルヲ免レサルヲ以テ新築ノ計画中ニ属ス 教科ヲ分テ普通科及技芸科トシ盲生普通科教科目ハ国語、算術、唱歌、体操トシ技芸科ハ音楽、按鍼術トス啞生普通科教科目ハ国語、算術、筆談、図画、体操トシ女児ノ為メニハ裁縫ヲ加フ技芸科ハ図画、刺繍、裁縫、彫刻、指物トス 授業ハ毎週二十八時ヲ課ス教員ハ相当学力アルモノヲ採用シ何レモ懇切ニ教授スルヲ以テ其成績見ルヘキモノアリ 終業年限ハ三箇年ナルヲ以テ未タ卒業生ヲ出サス	『明治三十三年長崎県学事年報』4～5頁
1901年度 (明治34)	欠本のため不明	
1902年度 (明治35)	第五章 盲啞学校 盲啞学校普通科及技芸科ノ生徒ハ盲生四十八人啞生二十八人ニシテ卒業者合計二十二人ナリ之ヲ前年度ニ比スルニ盲生ニ於テ四人ヲ減シ啞生ニ於テ三人ヲ増シ卒業者ハ十五人ヲ増セリ教育ノ状況ハ愈好傾向ヲ呈シ地方士女ノ注意ヲ惹クニ至レリ而シテ現在校舍ハ狭隘ニシテ且訓育上ニ支障アルヲ免レサルヲ以テ更ニ良地ヲトシテ新築スルノ計画アリ	『明治三十五年度長崎県学事年報』3頁
1903年度 (明治36)	欠本のため不明	
1904年度 (明治37)	第五章 盲啞学校 盲啞学校ハ私立ノモノ一校アリ其情況前年ト大差ナキモ教育ノ成績ニ至リテハ漸次良好ニシテ其ノ校舍ハ新築計画中ニ属ス	『明治三十七年度長崎県学事年報』3頁
1905年度 (明治38)	第五章 盲啞学校 盲啞学校ハ私立ノモノ一校教員八人生徒百五人卒業者八人ニシテ之ヲ前年ニ比スレハ生徒ニ六十八人卒業者四人ヲ増セリ	『明治三十八年度長崎県学事年報』3頁
1906年度 (明治39)	第五章 盲啞学校 盲啞学校ハ私立ノモノ一校アリ教員八人生徒百三十一人卒業者五人ニシテ之ヲ前年ニ比スレハ教員ニ増減ナキモ生徒ニ二十六人ヲ増シ卒業者ニ三人ヲ減セリ 校舍ノ設備ハ目下新築計画中ニテ一両年内ニ完整ノ運ニ至ルヘク教育ノ方法等ニ至リテハ多年ノ経験ニ依リ発達ノ状見ルヘキモノアリ本年三月文部省ヨリ金百圓ヲ賞與セラレタリ	『明治三十九年度長崎県学事年報』3頁 *誤植は訂正した
1907年度 (明治40)	欠本のため不明	
1908年度 (明治41)	第五章 盲啞学校 盲啞学校ハ私立ノモノ一校アリ教員十二人生徒百六人卒業者四人ニシテ之ヲ前年ニ比スレハ教員ニ三人増シ生徒ニ四十六人卒業者ニ九人ヲ減セリ 校舍ハ本年度ニ於テ之ヲ新築シ漸次整頓ノ域ニ進メリ	『明治四十一年度長崎県学事年報』3～4頁
1909年度 (明治42)	第五章 盲啞学校 盲啞学校ハ私立一校アリ教員十一人生徒百五十五人卒業者十人ニシテ之ヲ前年度ニ比スレハ教員ニ一人ヲ減シ生徒ニ四十九人卒業者ニ六人ヲ増セリ而シテ生徒卒業後ノ多数ハ各独立ノ生活ヲ営メリ校舍ハ四十一年度ニ於テ之ヲ新築シ其ノ内容諸般ノ設備等漸次整頓ノ域ニ進メリ	『明治四十二年度長崎県学事年報』3頁